

中世イングランドの教会寄進と教区同祭職

田巻敦子
池上忠弘

序

『カーナバリー物語』「教区同祭の詔」プロローグの部分に次の箇所がある。

“Sire preest,” quod he, “artow a vicary?
Or arte a person? Sey sooth, by thy fey!
Be what thou be, ne breke thou nat oure pley;
For every man, save thou, hath toold his
tale.

(X. 22-23) (1)
近年、von H. Boehmer が、論文 “Das Eigenkirchentum
in England” の中で vicar (Vikar) について次のふうに触
れてゐる。

宿屋の亭主が priest にわがへて、あなたは vicar がそれ
とも parson かひたずねてらる。同祭であつてもその間に
何いかの区別、違ひがあつたといふを表わしてらる。
(2)

中古イギリスには教区同祭を意味する語即ち par-
son, rector, curate, vicar があり、教区の実態としでは cha-
plain, clerk, patron なども含まれた。(3) これらの中でも par-
son が最も多く、我が国の多くの研究者を経由せり
た。

近年、von H. Boehmer が、論文 “Das Eigenkirchentum
in England” の中で vicar (Vikar) について次のふうに触
れてゐる。

アンセルムスの後任者ラルフも、すでに大司教の司教代理（Vikar）の頃（一一〇九—一一一四）から、ランフランクやアンセルムスと同じ態度をとっていた。「同人は、カンタベリ司教職の〔及ぶ〕あらゆる土地で、ワントの中であれ、求めらるるままでに、「他の」司教たちに相談することなく、教会を献堂していました。同人は、その土地土地で、状況にしたがい、キリスト教に関する諸事を坦々と司つていたのです。⁽⁴⁾

ラルフはカンタベリ大司教になる以前に司教代理として任務を行い、教区の教会の献堂その他教区における諸事を司る権限が与えられていた。この司教座大聖堂の中にいる高位聖職者が“Vicar”と呼称されている。一方、チヨーサーにとつては、一体 vicar なのか parson なのか、教区司祭として見分けがつかないような存在であった。

ラルフが司教代理であった十二世紀初頭と、チヨーサーが『カンタベリ物語』を書いた十四世紀末との間には、大きな時代のへだたりがある。その間に vicar の制度、実態が変化していったことは充分に考えられよう。また地域によつても違ひが生じていた筈である。

本稿においては一一〇〇年代中頃から、托鉢修道士会が上陸してくる直前までを区切つて考える。

ノルマン征服下のイングランドでは、一一〇〇年代中頃から一世紀をかけて、それまでの木造の教区教会が石造りの建築に建て替えられた。このことは教会史上、また教会建築史上よく指摘されることであるが、その理由や事情までは明らかにされていない。この教会建て替え期と、教区司祭を意味する parson, rector, vicar, curate などの語の派生する時期とが重なつてゐる」と留意したい。

時代はウイリアム征服王（一〇六六—一〇八七）、ウイリアム・ルーファス（一〇七八—一〇〇）、ヘンリー一世（一一〇〇—一一三五）に統くスティーヴンと従姉モード（マティルダ）との間に王位継承戦争が起り、まさに無政府状態にあつた。無統制の封建制度のもと、いや応なしに領主たちは両派の争いに巻き込まれた。各地で攻防戦が繰返され、包囲に耐えられる石造りの城郭が建設された。城郭を築く場合は王の許可が必要であったが、後に取り壊しを命ぜられた城郭の数は一〇〇〇以上とされている。

それらを建設した封建的貴族である莊園の領主たちが、また特別の情熱をもつて修道院の建設と寄進に努めてい

た。殺し合いの日々にあつて彼らの死後の魂のために、

“祈る人”と“祈る場所”が求められたのである。彼らは祈る場所である修道院を建て、祈る人である修道士たちに寄進した。ステイーヴンの治世に多数の新しい建設が行われている⁽⁵⁾。

一一五四年にステイーヴンの死去により、ノルマンディ公ウイリアム家は断絶した。ヘンリー一世（一一五四—一八九）が即位してから、ステイーヴン治世の石造の城郭が漸次、プランタジネット朝時代の典型的なマナ・ハウス（莊園の館）にとつて代られた。マナ・ハウスを建築した人びとの主な望みは戦いではなく、土地から穫れるものを安全に享受し、平和の工芸と技術を修めることであった。騎士たちは従軍している時だけが軍人であつて、帰還することができれば、平和な村のマナ・ハウスへ帰つた。そして用がなければ決して莊園から出かけることはなかつた。平和にとり巻かれたプランタジネット時代の騎士たちは、自分のマナ・ハウスの広間で芸術と吟遊詩人の芸に、余剰を費した。富裕な修道院長と司教も同じことをしていた。

こうした時代に教区教会が盛んに石造に建て替えられてゐるのである。領主たちの蓄積された富と新しい贅沢の延

長に、教会建造ブームをとらえがちである。

確かに East Anglia, Lincolnshire, Cambridgeshire, Huntingdonshire, Rutland 地方は大規模な羊と羊毛による商取引で富み、新しい教区教会の建築がすすんだ。彼らはそれを気前よく修道院へ寄進した。ヨーク地方では、この時代にフランスから渡来してきたシトー会修道士が最も寄進を受けたが、ノーサウス・ヨーク州ではベネディクト会修道院とクリュニー会修道院が多い。地域によつて異なる。

領主たちが盛んに寄進を行つた結果、一二二五年までにイングランドの教区教会の四分の一が、会則 Order をもつ修道会の所属にされてしまったという⁽⁶⁾。

こうして十三世紀なかばに教区教会の建て替えは終り、イングランドは大小さまざまの新しい教会でおおわれた。この時期に当然の帰結として、教区司祭職も連動したものと思われる。

本稿ではこの時期の教区教会の事情を明らかにして、社会変動が教区司祭職に及ぼした影響を考えてみたい。

一 直属封臣階層の教会寄進

十二世紀中頃から一世紀の間の教会建て替え期と、教区司祭の派生との因果関係を探ることが本稿の目的であるけれども、それにはまずその時期の教区の事情を明らかにする必要がある。

ノーフォーク州はノリッジ司教区の司教座大聖堂が置かれ、修道院や教会が数多く建てられた處である。そこでノーフォークを例に、教会・修道院の建立を俯瞰してみようと思う。十二十三世紀にノーフォークにはどのような教会・修道院が建てられていたかを調べる方法として、各教会には個別の史料が保存されているが、その全部を収集することは難しい。第一、当時の建物は廃墟となるか形跡をとどめないものもあるからである。

ノリッジ市には、Norfolk and Norwich Archaeological Society と云う研究団体があり、史料の刊行をも含めて、地方史の研究成果は殆ど全部の協会の出版物に掲載される。回協会にて *The Monastic Remains of Norfolk and Suffolk*, ed. Rev. C. J. W. Messent, 1934 がまとめられた。これ

を基に、Richard Le Strange がノーフォーク関係だけを別に編纂した。*Monasteries of Norfolk*, 1973 は第11次史料であるが、大勢を知る上で利用した。それと、収集可能な限り、各個教会史の類いを併用した。近年、イギリスの教区教会はどうでも鍵をかけるようになり、出入りが難しくなつたのは残念なことである。

ノルマン征服（1066）から托鉢修道士がまだ上陸してこない一一一五年まで、この期間にノーフォークには七つの各種修道院が建立されている。アングロ・サクソン時代に建てられたもの、六。ノルマン征服後に司教・修道院長など高位聖職者によるものが一三。王一族が三。ノルマンディと周辺地域の諸侯・騎士、またノーフォークに所領をもつ修道院が借地料や十分の一税等の徴収と教区司祭職と司祭推举権その他諸権利のために修道院を建てた。それら居留外人 Alien の修道院が一。ノルマン系諸侯・騎士の建てたものが四。創建者不明が二である。

ノーフォークの各種修道院の創建を俯瞰してみると、建立のはノリッジ司教ハーバート・ル・ロジンガ Herbert de Losinga (1091—1119) の活躍である。司教ロジンガは一〇九四年に、司教座大聖堂をセントフォード

Thetford からのノリッジへ移した人物として記録される。やつて「聖ベネディクトウス戒律」に従う大聖堂の分院として St. Leonard 修道院（ノリッジ）、King's Lynn 修道院、Yarmouth 修道院が、また St. Clement 施療院、マグダラのマリア施療院を主要な地域の拠点に設置した。

また司教ロジンガの功績は、ノーフォークの二代直属封臣 tenant-in-chief⁽⁸⁾ に助言を与え、彼らに修道院を寄進させたいことである。

ノーフォークの『ドゥムズデイ・ブック』⁽⁹⁾ には、国王についてで聖界・俗界合わせて六一人の直属封臣の名前が記録されているが、世俗所領についてはサリー伯ウェリアム・ド・ウォレン William de Warenne やノーフォーク伯ロジャー・ビゴッド Roger Bigod が抜けた多数の所領をノーフォーク内部に所有していた。二人はウェリアム征服王と一緒にイングランドに来た重臣である。サリー伯ウェリアム・ド・ウォレンは西部、とくに西北部を中心にして八〇以上の村落に莊園を所有していた。その数一四五。これに對しノーフォーク伯ロジャー・ビゴッドの所領は東部、とくにノリッジ南部にあつた。莊園の数一八七。これら所領はすべて直属封臣によって現実に經營されていたわけではな

く、多くは再封臣 under-tenants が保有していた。サリー伯、ノーフォーク伯それぞれの騎士たちは伯爵から「騎士封」として土地を保有し、戦争があれば各自伯爵の旗の下に従軍する義務を負っていた。この軍役における諸侯と騎士階級の主従関係が、土地保有における直属封臣と再封臣の主従関係の基になっている。そしてこの主従関係は教会寄進においても作用するのであるが、それについては後で述べることにする。

これら直属封臣と再封臣により直接掌握された莊園は、強大な封建領主の圧力が直接農民に対して加えられた地点であるばかりか、それを通じて周辺に対する非経済的支配をも含めた封建的権力を行使する支柱を形成していた。

司教ロジンガは、このサリー伯とノーフォーク伯の二大支柱を、修道院・教会の寄進に利用したと見られる。サリー伯の方には所領カースル・エーカー Castle Acre に拠点を、ノーフォーク伯の方にはノリッジに移転するまで司教座大聖堂があつたセントフォードの跡地を拠点に、修道院を創建するよう助言している。⁽¹⁰⁾

以下、順を追つて記述してみよう。

初代サリー伯 Earl of Surrey 伯と妻 Gundrada は、ブルゴーニュにある有名なクリュニー大修道院を訪れ、偉大なクリュニーの精神と莊厳な建造物に接して感銘し、イングランドにもそれを導入したいと望んだ。

一〇七七年に、ウイリアム・ド・ウォレンハと妻 Gundrada は願ひ出て、サセックスのルイス Lewes に、イングランドにおける最初のクリュニー会修道院が創建されることになった。フランスのクリュニーから修道院長 Lanzo と修道士三名が来島し、創建者の城の近くに定住した。St. Pancras に献納されたので聖パンクラス修道院が正式名であるが、通称 "Lewes の修道院" と呼ばれた。

初代サリー夫妻はイングランドに初めてクリュニー会修道院を導入した人物として後世に記憶されるに至る。

「Heacham 修道院」

初代サリー伯が創建したルイス Lewes の聖パンクラス修道院の分院として、ノーフォークのヒーチャム Heacham に建てられた。Lewes 修道院が院長として三名の修道士が来て定住した。分院に対し rector (聖職祿のある教区司祭の収入) patronage of the vicarage (教区司祭職の

叙任権)、修道院莊園とが充當された⁽¹³⁾。修道士らの生計はこれらで賄われた。

クリュニー会修道院がいたるイングランドに導入され、すぐに広まった。同修道会の修道院が他州の Wenslock, Northampton, Bermonsey, Daventry, Pontefact に建てられた。ノーフォークには Lewes 修道院の分院として、Heacham 修道院の他に、Castle Acre と Thetford に修道院が創建される。一〇八八年、初代サリー伯が死亡。

「Castle Acre 修道院」

初代サリー伯ウイリアム・ド・ウォレンハ、所領の中地 Castle Acre は Lewes の修道院の分院として創建した。正確な時期は不明だが、ノリッジ司教ハーバート・ド・ロジンガが書簡で助言していることから推測して、一〇九年頃とされている。初代サリー伯は、Castle Acre に対し、Acres 教會と Methwold 教會と名々の司祭推挙権、Wickner 教會と Truneh 教會(以上ノーフォーク)、Leaden Roding 教會(エセックス)とその司祭推挙権、ノーフォークにあわ Grimston 莊園の十分の一税のうち一割、以上すべてを修道士たちに寄進した。

やがて修道院が狭くなつたので、修道士たちは Nar川の峡谷に再建して移つた。一代目サリー伯ウイリアムは、その敷地を提供したばかりでなく、さらに一五エーカーの土地と Methwold は 1100 ホル (1 ell = 四五インチ、英國の古尺度) の土地、借地料から五シリング、一庭園、それに教会の建物のために二エーカーを加えた。彼はまた石工と奴隸一人を譲渡した。したがつて修道士たちは修道院の建築に必要な熟練した働き手を得てゐる。次第に同修道院の地位と名声が上り、Richmond 伯 Alan の執事 Scolland も後援者のうちの一人であつた。Scolland は Melsonby 教会、Bedale, Firby, Killerby, Scorton, Aiskew 各教区の十分の一税をつかんだ。彼は死後、Castle Acre に埋葬されてゐる。⁽¹⁴⁾

「Thetford 修道院」
ノーフォーク伯ロジャ・エ・エドワード妻アリスによつて 1104 年に創建された。ノリッジ司教ハーバート・エ・ロジンガの助言により、1094 年まで司教座大聖堂があつた場所に建てられた。これを王ヘンリー一世と Lewes の修道院長 Lanzo が援助してゐる。

Lewes 修道院から 111 人のクリュニー会修道士が、修道院長 Melgod とともにやってきた。修道士たちは二年間修道院の建造に、次いで教会の建造に従事した。その後 Melgod 修道院長は Lewes に呼び戻され、代りに Stephen 修道院長が Lewes 修道院から送られてきた。このように娘修道院の院長と修道士は、母修道院から派遣されている。1107 年に創建者 Roger Bigod 死亡。⁽¹⁵⁾

その後 Castle Acre は、サリー伯の再封臣たちから Bromholm 修道院、Slevesholm 修道院、Normansburgh 修道院 (以上ノーフォーク)、Merdham 修道院 (サフォーク) が寄進された。その他に Crabhous 女子修道院、Guthlac's Stow 修道院も寄進され、Castle Acre はこれら独立した分院を持つことになった。

「Bromholm 修道院」

1111 年に William de Glanville が創建し、Castle Acre のクリュニー会修道士のための分院として寄進した。

セ・ハーバート・エ・ロジンガの助言により、1094 年まで司教座大聖堂が Castle Acre から来て定住した。

創建者の遺言は娘子 Batholomew de Glanville によって確認された。娘子 Batholomew は娘の寄進 (金) も加え

られた。この修道院は価値の高い聖遺物の十字架 "The Cross of Our Lord" を得たことから有名となり、奇蹟の数々が伝えられた。近くのウォルシンガムと並ぶ巡礼地として繁栄した。⁽¹⁶⁾

「Slevesholm 修道院」

[[代]]サリー伯William がスザンナ王の治世(1155—1189)に創建した。Castle Acre の分院として寄進された。Slevesholm 修道院の院長には、この Castle Acre や選ばれた修道士がなつた。

[[代]]サリー伯は、この他セントチャーチの地で「聖アウグスティヌス^{〔17〕}」に従う Canons of Holy Sepulchre 修道院を創建してゐる。俗人の寄進者たちは、修道院の Order であるかわいだわってゐな。

Wiggenhall は St. Mary Magdalen の隠修士の庵を含む土地、South Raynham は St. Martin 教会の領主権、多量の小作料と手数料が寄進された。⁽¹⁸⁾

「Crabhouse 修道院」

Normansburgh 修道院長ロバート当地 Wiggenhall の領主 William de Lisewise (Normansburgh 修道院の創建者) は、1181年頃 Lena と二女子修道士の Wiegenhall にあわせ St. Mary Magdalen の土地隠修士の庵を贈った。この贈与は、Godfrey Lisewise が母修道院として Castle Acre の庵^{〔19〕}を承認された。Lena 及 Godric de Lynn の娘であつた。

「Guthlac's Stow 修道院」

「Normansburgh 修道院」
1160年に William de Lisewise が、彼の魂と妻 Maud へ遺す Godfrey の隠の守護のために創建された。後は息子 Godfrey が Castle Acre の修道院を寄進した。[[代]]クリュリー会修道士によつて維持された。 Stow の土地を守った。やがて Castle Acre の修道院長は、

一一週間に一度の齋戒で St. Guthlac's 礼拝堂で「サを担当する司祭を推举する」としました。⁽²³⁾

以上、ノーフォークの一大直属封臣を中心とした修道院・教会寄進について述べた。ノーフォークにおけるクリュニー会修道院の例証から、次のようなりとがいえよう。

新たに修道院が創建されるときは、ある特定の修道会会則 Order に従い、その修道団体に従属する。Castle Acre の場合は「聖ベネディクトゥス戒律」に従うクリュニー会、セックスの Lewes 修道院の分院として創建された。Lewes 修道院と Castle Acre との間には母修道院と娘修道院の関係が生じる。

また Castle Acre の分院として Bromholm 修道院、Sleveshous 修道院、Normansburgh 修道院、Mendham 修道院が創建された。この場合 Castle Acre が母修道院、分院が娘修道院という関係である。

分院が設置されるとときは、母修道院の修道士の中から修道院長 Prior と修道士 monk が選ばれ派遣された。

分院に対し、母修道院から莊園所領や教区教会が充當された。しかし rector (聖職祿のある教区司祭の収入) pat-

ronage of the vicarage (教区司祭職の叙任権) は母修道院が握っている場合が多い。分院へ派遣された修道士たちの生活維持費、学資、年金その他については、母修道院が所有するこれらの権利・収入源からさまざまなもの形で支給された。

分院が所有する教会の教区司祭職 vicarage と対し、母修道院の修道士の中から教区司祭 vicar が派遣された。

また分院に礼拝堂がある場合は、母修道院の修道士の中から礼拝堂付司祭 chaplain が派遣された。

母修道院の院長は分院全体の信仰上の指導を負うだけではなく、分院の經營上の不祥事・不始末に対してもその責任が問われた。

例えば一二九二年の記録は Castle Acre の巡視報告の結果を記している。それによれば、1000 マルク・スターーリング程度 (£ 666-13s-4d) の負債があることがわかつた。これに対し、母修道院の Lewes の修道院長に事情を明らかにするよう命ぜられた。

また一二九四年に Castle Acre における修道士の数が過度に減少した。その際、Lewes の修道院長に、以前の定数に復元するよう命ぜられた、と報告されている。⁽²⁴⁾

イースト・アンガリア（ノーフォーク、サフォーク州）は

ノルマン征服（一〇六六年）の頃、王国の中で最も耕地が

多く、人口密度も高い地方であった。ノーフォークにはサ

クソン時代に修道院が六、建てられている。

「North Elmham 司教座大聖堂」六七三年建立。

「East Dereham 女子修道院」六五四年建立。

「St. Benet's of Holme ベネディクト会修道院」八〇〇〇年

建立。

「Molytcourt 修道院」不明。

「Thetford ベネディクト会女子修道院」一〇二一年建

立。

「Walshingham アウグスチノ修道参事会」一〇六一年建

立。

ノルマン征服後は、王ウィリアムと共に来島した直属封臣階層が修道院を創建して修道会会則 Order をもつ宗教団体に寄進するという形で増加していく。司教区内に在りながら、司教区制の統制外にあった。

当時、クリュニー会修道院は「執り成しの祈禱の中心地」、或いは「贖罪者の避難所」などという表現から理解されるように、「死者になりかわって神に祈る修道士たち

一 再封臣階層の教会寄進

王から土地を下賜された直属封臣たちの莊園は、すべて

が直属封臣によって現実に經營されていたわけではない。

サリー伯、ノーフォーク伯それぞれの騎士たちは、伯爵から「騎士封」として土地を保有していた。これら再封臣であるアングロ・ノルマンの騎士階級は、嬉しいにつけ悲しいにつけ修道院にかかり、専念した。第四ラテラノ公會議前の一世紀間、ノリッジ司教区では、俗界所領の領主たちが熱心に彼らの私有教会を修道院に寄進している。これら教会寄進もまた、ノリッジ司教ハーバート・ド・ロジンガまたは彼の書記 clerk の助言によって促された。

C. Harper-Bill は、この一般的な風潮の背景に、ノリッジ司教ハーバート・ド・ロジンガの説教の一節、『水が燃える火を消すように、寄進行為は、罪を消滅させる』があつたと指摘している。⁽²²⁾

の共同体」であった。⁽²³⁾ 貧者への施しは、「水が燃え盛る火を消すように、施しの業は、罪を償う」(シラ書[集会の書])⁽²⁴⁾ 3の30)と、聖書でもって教えられた。」の「クリュニー

修道院創建文書⁽²⁵⁾が、ノリッジ司教ハーバート・ム・ロジンガに大きな影響を与えたものと推察される。同司教はノーフォークの直属封臣階層にも再封臣階層に対しても、教会寄進行為を助言してゐる。

司教ロジンガは、諸侯・騎士らに対し、修道院へ教会を寄進する者は、その修道院内に埋葬される特権を与えると公布した。そのすべての寄進を承認する司教ロジンガの「特權証書 Charter」は、過去または未来においても有効とされた。教会を寄進すれば過去に犯したすべての罪は赦免され、修道院内に埋葬されれば、未来に永遠の命が保証される、と説かれた。⁽²⁶⁾

一〇三八年南イタリアの贈与證書に、「神聖にして且つ尊敬すべき場所に由[口]の財産より何ものかを捧げたる者は誰にても主キリストの声に従い現世においてその百倍を受領すべく、しかしてわらに幸福な」とには永遠の生命を享有すべし。かかるが故に予は予の靈魂の救済のために贈与す((人々))」とある。

ノルマン征服後、ノーフォーク大陸の思想と風潮が、ノリッジ司教区に運び込まれたのである。

Castle Acre の後援者 Richmond伯 Alan の執事 Scolland は、Castle Acre に於し、Melsonby 教会と Bedale, Firby, Killerby, Scorton, Aiskew の教會における十分の一税を寄進した。そして彼は死後、Castle Acre に埋葬された。

Wormegay のウイリアム一世は、ヘンリー一世の治世(一一五四—一一八九)時代、彼の父が埋葬された Castle Acre に Westbriggs 教会を寄進した。⁽²⁷⁾

Ralph de Bellafago は、ヘンリー一世の魂のために Castle Acre に South Creake 教会を寄進した。⁽²⁸⁾

ハーバード Castle Acre はノーフォーク内だけでも七五教区を所有してゐる。一一九一年の土地調査では、Castle Acre の課税の対象となる年収は £ 261. 9s. 10½d であった。⁽²⁹⁾

サリー伯から土地を再受封していた騎士らは、教会や礼拝堂を建て替え、新しくして Castle Acre に寄進した。彼らは、彼らの封土に建つてある私有教会を、彼らの領主によって創建された修道院に結合する」とを望んだ。“祈りの連結”現象である。

この現象はもう一人の直属封臣 Roger Bigod のまわりで起きた。Roger Bigod の場合は Thetford 修道院を創建し、クリュリー会 Lewes の修道院の分院として寄進した。Thetford 修道院に対して、彼の再封臣たちから五〇もの教区教会が寄進される。⁽³¹⁾

例えば、一一一〇年頃、Gunnard Bigod は男の子を無事

出産したこと感謝して、Thetford 修道院へ四教会を寄進した。夫の Robert of Essex の “祈りの連結” 関係から、Thetford 修道院が選ばれた。

Roger Bigod が Thetford 修道院を創建し、Lewes の修道院に分院として寄進したことにより、司教によって「堅信の協定」が結ばれたのと同じように、Roger Bigod の再封臣たちは、Thetford 修道院に自分の領地の上に建つ教会を寄進し、自分たちの領主の菩提所に “祈りの連結” を結んだ。

直属封臣を大領主、再封臣を小領主とするとの土地所有の封建的主従関係、すなわち諸侯と騎士との主従関係が、“祈りの連結”的構造と一致するのであった。一一〇年にウエストミンスター公会議（一一〇一年）決議事項、「修道士たちは司教からのみ、教区教会を受領すべし」が公布された。しかしながらそれはある寄贈者によつては受け入れられ、他の者によつては無視された。寄贈者は司教を通さずに、自分が “祈りの連結” を望む修道院へ寄進した。それは修道士と騎士たち両方に、寄進と埋葬とともに連帯意識を持ちたいという切望があつたことを如実に物語つている。⁽³²⁾

当時、教区の教会はほとんどが私有教会であった。⁽³³⁾ 私有教会の権利は司教区の権利に優先するものであった。教区の教会の所有主が外部の司教であつても、その司教には当該の私有教会が司教の私有物であらうとも、それを他の司教区内にある教会ないしは所領として処理する権限が与えられていた。ただし、聖香油だけは慣例の通り、これらの私有教会の聖職者たちは復活祭の時に、その地域の司教区の司教から入手しなければならなかつた。

聖香油とは、特別の处方に従つて調製された。司教が定

期的に聖木曜日に聖別した油で、これを洗礼の水に混ぜた。洗礼後は、受洗者の塗油に用いられる。神明裁判の場合もこの油が用いられた。⁽³⁴⁾

ドゥムズデイ・ブック（一〇八六年）頃のイングランドでは、古来のカトリック教会法の組織面の規定は、名目的な効力しかもなくなつており、司教に残された古くからの諸権限のうち唯一のものは、教区のすべての司祭に対し⁽³⁵⁾て聖木曜日に聖香油を施す権限であつた。この行事に際し⁽³⁶⁾司教に、ほぼ九二五年以来、法的に承認された料金を支払わねばならなかつた。古来の慣習により、その地域の司教に支払われる聖香油料は六デナリウスとされてゐる。

通常、司祭は年に一度、イースターの時期に聖香油を入手するために司教と接触するだけであつた。司教の館で、

聖香油料を支払う時に、司教に会える機会があるかないかわからなかつた。この時を逃せば、司教との個人的接触は無く、定期的な職務上の交流もなかつた。したがつて、反面、司祭は外部からの勧告、命令、叱責などに煩わされることもなく、職務を思いのまま行うことができたのである。⁽³⁷⁾

イースト・アンガリア地方の場合には、教区教会の所有

主を確定できないことがある。これは領主をもたない村があり、自由農民だけで成り立つてゐるためである。所有主を確定できない教会でも、おおむね私有教会とみなすことができる。教会は売買され、贈与され、抵当に入れられ、相続された。相続のさい、もしくは建立者が複数の場合には、 $\frac{1}{2}$ 、 $\frac{1}{3}$ 、 $\frac{1}{4}$ 、 $\frac{1}{5}$ 、 $\frac{1}{6}$ 、 $\frac{1}{8}$ 、 $\frac{1}{12}$ というように分割された。分割された単位で寄進が行われた。

このように、教会寄進・贈与の手続きを介して修道院直轄領が集積されていった。創建時に寄進された教会領をもつて直轄領の核としながら、その周囲に所領が集積されてゆく——これはノーフォークだけに限らず、イングランドの各地で行われていたものと考えられる。オウストン Owtston 修道院の例を引用しておこう。

オウストン Owtston 修道院は、レスラー東部オウストンの町にある。この修道院の創建は、十二世紀後半、在地の有力領主ロバート・グリムボールドによる。創建時期はヘンリー二世の時代とされるが、厳密な創建年代は不明である。同時期に創建されたレスラー修道院と同じく、アウグスチノ修道参事會に属する。創建者ロバート・グリムボールドの祖先は、一〇八六年、トゥムズデイ・ブックの檢地

の段階にはオウストンの領主であり、直属封臣レスター伯ユディスから授封されていた。創建者ロバート・グリムボーラードは、修道院創建に際して、オウストンの村落全体と、オウストン教会および、その附属する権利いっさいを寄進している。これがオウストン修道院所領の直轄領の出发点をなした。十二世紀には、領主ロバート・グリムボーラードからの一保有農が、リンカンシャーのドニントンとビッカーワーで保有していた土地と塩焼き場を寄進した。これらに加えて、オウストン村落の外部に位置する地域について、さらに多数の教会と教会領が寄進された。⁽³⁸⁾

二一 教区司祭職 vicarage と教区司祭 vicar

以上述べたように、教区をじゅう巻く諸々な環境にあって、ノーフォークでは Castle Acre の周辺から、“vicar”に関する記事をとりだしてみよう。

教区教会が、宗教団体の所有になっている場合は、教区司祭職は “vicarage” と表現される。教会が教区のものである場合は教区司祭職 “rectorate” と表現され、区別される。十一世紀の vicarage は、ノリッジの場合も含め、カノン

法で定められた典型的な収入とは大きく異っていた。イングランドの司教たちは、多くの場合、カノン法を適用していた。⁽³⁹⁾

事実、いくつかの vicarage は直接的な司祭の責任を課さない新しい収入源の意味で、単に教区の組織に他の聖職禄をとり入れる手段として作られたことが明らかである。⁽⁴⁰⁾

例えば十二世紀中頃、Castle Acre の修道士で、Witton 教会の司祭たちは、彼らの娘修道院であるブロムホルム修道院と同修道院長に、Witton 教会の vicarage を贈っている。したがってそこには法人化された rector と同じような “vicar” がいたとみられる。⁽⁴¹⁾ Witton 教会の聖職禄、十分の一税その他の収入を受けとる修道士が、ブロムホルム修道院の中にいた。その人物が Witton 教会の教区司祭 vicar ということになる。

母修道院は娘修道院の修道士たちの生計が成り立つように、所有する教区教会の vicarage を守えたものと思われる。

vicar は年に一回か二回、教区民に説教をするだけで、通常は修道院内に住んでいた。vicar が教区に駐在する」とは期待されていなかつたらしく。

例として、一一八〇年代ごろ、ノリッジ同教オックスフォームのハムへの礼拝堂付司祭 Geoffrey は、Castle Acre 所有の Fulmodestone 教会の聖職禄保持者に推薦された。契約に際して、彼は Castle Acre に対し年に三マルクを支払う⁽⁴²⁾として明記された。

一一一〇一一年に Fulmodestone 教会に新しく parson⁽⁴³⁾が配置された。その時期にはサフォークの archdeacon（副同教）になつて、た Geoffrey⁽⁴⁴⁾が同教会の vicarage を保持するところになつた。

また同 Geoffrey は、Hardley 教会の教区司祭 parson, Roger of Gullingham に要請して、同教会の永世教区司祭職 perpetual vicarage を獲得した。争議の末、得た合意で

は、Geoffrey⁽⁴⁵⁾が教区司祭 vicar として年に九マルクを教区司祭 parson に支払へりと、それと同教への教会の責務を免除すべし⁽⁴⁶⁾が命ぜられた。

同 Geoffrey⁽⁴⁷⁾は他の教会も保有していた。その上彼は Fulmodestone, Hardley の二所に居住したいとはなかつた。やがて、教区司祭職 vicarage は、彼の収入を増やすために考案出された便法であつたと思われる。

前述したように、母修道院の院長は娘修道院を含む配下

の修道士たちの生計のために聖職禄を探した。また同教は副司教以下の配下の、主として書記 clerk のために聖職禄を探した様子がうかがえる。聖職禄に対する探求の手口は、十一世紀の最後の十八年間にかけ Weasenham 教区の二教會と East Lexham 教会による例証⁽⁴⁸⁾である。

公文書に実際の日付は入っていないが、William が二十六人物が、の一一〇の教会の永世教区司祭職 perpetual vicarage を止めている。その一方で、William⁽⁴⁹⁾は同教区の書記であり、また Castle Acre の小的な分院の master でもあるたゞ一ヶ月、ペトロヘドア⁽⁵⁰⁾ Castle Acre の修道士たちから年に一マルクを受けた。William⁽⁵¹⁾は彼の権限の証拠として、"vicar" と記名している。

おお一例、Castle Acre 所有の Great Dunham 教会の教区司祭 parson, Gervase of Norwich は、同教会の永世教区司祭職 perpetual vicarage⁽⁵²⁾を、教会書記 Roger⁽⁵³⁾に与えた。書記は管轄教区にて奉仕するものであり、任地を離れるわけにはこかな。その Roger⁽⁵⁴⁾離れた処にあゝ Great Dunham 教会の教区司祭職 vicarage を与えたといふ、その取扱いは単に聖職禄のためだけにあつたのであらう。 vicar⁽⁵⁵⁾が教区に駐在するとは最初から期待されていなか

つた」とを示す一件である。

結び

おもととは領主たちの封土の上にあった教区教会、たゞえ領主の私有教会であつたとしても、教会は教区のものであつた。そこには教区司祭 rector がいて、十分の一税や教会所領など教区の収入から直接、聖職禄を受けた。この教区司祭職 rectorate を止めるのは、実際は parson であつたり、curate & patron の場合もあつた。

といふが十二世紀中頃から、領主たちは彼らの封土の上に建つてある教区教会を、各種修道院——司教座大聖堂修道参事会や施療院等を含むこれら宗教団体へ寄進した。

教区に建つてある教会の所有権は修道院のものという処が増えたであろう。教区民が納める十分の一税や教会所領など教区の収入は、修道院に帰属した。これら聖職禄を受けける機構として vicarage が設置された。

教区教会が各種修道院、司教座大聖堂修道参事会、施療院など宗教団体の所有である場合、parson には収入を要求できる法的根拠は何もない。

「vicar」については、OED に次のように記されている。「初期の用法では、本当の parson か rector の代りに、教区において司祭として代行する人物。すなわち、十分の一税が充當された宗教団体の代理人。」

十分の一税や教会所領など教区の収入から直接、聖職禄

俗界に出歩くことを許されていらない修道士や持場を離れることができない聖務をもつてゐる聖職者であるから、教区教会に駐在する」とはほとんどなかつた。年に一々一回、教区を訪れたか否かである。然しながら彼らは教区司祭「vicar」を名乗り、そう呼ばれた。

後にカンタベリ大司教になるラルフが司教代理の時に、

某教区教会の vicar であったことは充分にあり得ることである。ノーフォークの例によれば、教区に在住して教区司祭としての実務を行つたのは parson であった。parson には vicar から、vicar が受け取る教区教会の収入の中から年金として、ノーフォークの例では一一九マルクが支払われてゐる。

教区教会が各種修道院、司教座大聖堂修道参事会、施療院など宗教団体の所有である場合、parson には収入を要求できる法的根拠は何もない。

「vicar」については、OED に次のように記されている。「初期の用法では、本当の parson か rector の代りに、教区において司祭として代行する人物。すなわち、十分の一税が充當された宗教団体の代理人。」

を受ける教区司祭が「rector」である。これに対し、教区の収入は宗教団体または俗人領主に帰属し、彼らから俸給を受ける教区司祭が「vicar」である。

大陸では既に vicarage として、教皇ウルバヌス一世や後継者たちによって、明確で一貫した制度へと発展させられてきた。ニーム公会議（一〇九六年）や第一・三ラテラノ公会議（一一三九・一一七九年）は次のことを決定している。rector が在住不可能な教区教会では、彼の役割を引き受けた司祭 vicar が任命されなければならぬ。rector が vicar を選び、教会の財産収入に関連して、vicar の取得分を決定する権限をもつが、その額を毎年変更したり、vicar を免職するなどはできない。

教会に関する司牧権を vicar に委託するのは司教であった。vicar は聖務日課の維持や教区の司牧権限・義務をもつ。vicar には聖職禄として捉えられる教会財産の一部が保留された。vicar は聖職禄を保有し、vicarage の収入として権利をもっていた。

山代宏道氏はこれらに関し、rector を「主任司祭」、vicar を「代行司祭」として⁽⁴⁴⁾いる。

松原秀一氏によれば、十一世紀には「学校で学んだ学僧

は請願を立て僧侶となり、修道院に入るか教区の司祭の下で助祭（ヴィカリウス、英語でヴァイカー、フランス語ではヴィケールとも）を勤めて司祭の道を歩むのが常道であった。⁽⁴⁵⁾

世俗に立ちまじいで聖職に従事する者のうち、vicar は上級聖品 orders majeurs（司祭・助祭・副助祭）に属しており、フランスではその地位が確立していたことをうかがわせる。⁽⁴⁶⁾

以上、フランスと比較してイングランドでは vicar の出現が遅いことは、修道院や大聖堂修道参事会に教区教会が寄進・専有される時になつて初めて vicar の必要性がでたあたりを示している。

注

(1) L. D. Benson, ed., *The Riverside Chaucer*, 3rd. ed., based on *The Work of Geoffrey Chaucer*, ed., F. N. Robinson (Boston; Houghton Mifflin, 1987)

(2) 横井迪夫氏は、vicary を「助任司祭」、parson を「主任司祭」と訳している。チャーサー作、横井迪夫訳、『カンタベリー物語』(下) 石波文庫、一九九五年、一五六頁。

- (3) 田巻敦子・池上英弘、『ノルマン征服のメソジスト』における俗界所領の教区司祭、「成城文庫」1-K1-107、一九九八年、四七—七一頁。
- (4) H. ビーマー、朝倉文市訳、『ノルマン清心女子大学紀要』第111卷第1有教会制(1) von H. Boehmer、"Das Eigenkirchentum in England"、ノールダム清心女子大学紀要、第111卷第1号、一九九八年、六四—八七頁。
- (5) Graham Hutton and Olive Cook, *English Parish Churches*, London, 1976.
- (6) J. Charles Cox, *The Parish Churches of England*, London, 1954.
- (7) Richard Le Strange, *Monasteries of Norfolk*, Norfolk, 1973.
- (8) tenant-in-chief & 地主の承認者 under-tenants & 地主の承認者
ノルマニヤの場合である。本稿では「地主の承認者」、「地主の承認者」と表現した。
- (9) デウムズデイ・アックは「ダイクメント州別史」の第一回収録の英訳を使用。V. C. H. *Norfolk*, Vol. I.
- (10) 米川伸一、『ヘギリス地域史研究序説』、未来社、一九七一年、七四頁。
- (11) F. J. E. Raby and P. K. Baillie Reynolds, *Thetford Priory*, London, 1990, p. 19.
- (12) Richard Le Strange, *op. cit.*, pp. 36-7.
- (13) *Ibid.*, p. 49.
- (14) F. J. E. Raby and P. K. Baillie Reynolds, *Castle Acre Priory*, London, 1986, p. 19.
- (15) *Ibid.*, p. 16.
- (16) Richard Le Strange, *op. cit.*, p. 23.
- (17) *Ibid.*, p. 108.
- (18) *Ibid.*, p. 69.
- (19) *Ibid.*, p. 40.
- (20) *Ibid.*, p. 47.
- (21) Christopher Harper-Bill, "The Struggle for benefits in twelfth-Century East Anglia," *Anglo-Norman Studies XI*, 1988, p. 126.
- (22) *Ibid.*, p. 113.
- (23) 朝倉文市、「施与雑考—クリヨーネ修道院創建文書を中心にして」、ノールダム清心女子大学 キリスト教文化研究所年報XX (一九九八年)、一五五頁。
- (24) 朝倉文市、前掲書、一五六頁。
- (25) Christopher Harper-Bill, *op. cit.*, p. 113.
- (26) 久保正輔、『西洋法制史研究』、弘波書店、一九五一、一九七二年第1回、1111頁。

(27) C. T. Clay, *The Fitzlands of Bedale, Yorks Arch. Journal*, XXX (1933), p. 286.

(28) Christopher Harper-Bill, *op. cit.*, p. 114.

(29) *Ibid.*, p. 114.

(30) Richard Le Strange, *op. cit.*, p. 37.

(31) *Ibid.*, pp. 111~113.

(32) Christopher Harper-Bill, *op. cit.*, p. 117.

(33) H. E. Yerle, 前掲書、六四一~八七頁。

(34) 前出書、六四頁。

(35) 前出書、六八頁。

(36) 前出書、六六頁、注(8)参照。

(37) 前出書、八七頁。

(38) ジの部分は次の箇所からの借用である。赤沢計真、『土地所有の歴史的形態』、青木書店、一九七七年、七一~二二頁。

頁。

(39) Christopher Harper-Bill, *op. cit.*, p. 125.

(40) *Ibid.*, p. 125.

(41) *Ibid.*, p. 126.

(42) *Ibid.*, p. 125.

(43) *Ibid.*, p. 126.

(44) 三代宗道、『ヘルムハ征服と中世イノグサノ教会』、溪

水社、平成八年、111回1~111回六頁。

(45) 松原秀一、『西洋の落語』、中公文庫、一九九七年、七九、一七八頁。

(46) 新倉俊一、『ヨーロッパ中世人の世界』、ちくま学芸文庫、一九九八年、110九頁。